

■平成 28 年度第 4 回八戸市子ども・子育て会議 議事録

【概 要】

日 時	平成 29 年 3 月 24 日 (金)
場 所	八戸市庁 本館 3 階 議会第一委員会室
出席委員	<p>【出席】</p> <p>坂本 美洋 委員 平間 恵美 委員 関川 幸子 委員 田名部 智之 委員 山下 久美子 委員 荒谷 美由紀 委員 椛沢 早苗 委員 風穴 雄亮 委員 田頭 初美 委員 根城 隆幸 委員 田中 正子 委員 出町 昌子 委員 馬場 信一 委員 久保杉 嘉衛 委員 福士 政子 委員 小池 智彦 委員 川村 暁子 委員</p> <p style="text-align: right;">以上 17 名出席</p> <p>【欠席】</p> <p style="text-align: right;">以上 1 名欠席</p> <p>田中 眞理恵 委員</p>
事務局	<p>福 社 部：加賀福祉部長兼福祉事務所長、豊川福祉部次長</p> <p>こども未来課：工藤課長、森林副参事（こども企画GL）、野田副参事（こども育成GL）、柏原主幹、中村主幹、山野下主幹、清川主査、加藤主査、高橋主事</p> <p>子育て支援課：工藤課長、角濱副参事（家庭支援GL）</p>
議 事	<p>(1) 平成 29 年度の利用定員について</p> <p>(2) 保育所等の認可について</p> <p>(3) 子ども・子育て支援事業計画の見直し（量の見込み）について</p> <p>(4) 平成 29 年度からの入所制度の変更について</p> <p>(5) 幼児教育の段階的無償化による保育料の改正について</p> <p>(6) 平成 29 年度の子育て支援策について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 保育士資格等取得支援事業について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 保育補助者雇上強化事業について</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 保育士等の処遇改善について</p> <p>(7) 平成 29 年度八戸市子ども・子育て会議開催日程（案）について</p>
結果概要	<p>上記議事について説明し、出席委員全員の了承を得た。</p> <p>（以下、議事詳細）</p>

【議 事】

司 会

それでは、会議に入ります。
当会議条例第7条により、会議の議長は、会長が務めることとなっております。
坂本会長に、ご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。

会 長

《あいさつ》

会 長

それでは議事に入ります。皆様のご協力をいただきまして、円滑に議事を進めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日1つ目の議事「平成29年度の利用定員について」、事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会 長

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等ございませんか。

《質問等なし》

会 長

それでは、事務局(案)について、承認ということよろしいですか。

(委員各位からの承認)

会 長

それでは、承認ということ取り計らいます。
続きまして、「(2) 保育所等の認可について」、事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会 長

ただ今、保育所等の認可について、全て認可したいという事務局からの説明をいただきました。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

委 員

旭ヶ丘保育園は、障がい児保育をしているところですが、あかちゃんの家では、障がい児保育は関係ないのですか。

もう1つ伺いたいのは、桂堂会が桂堂学園という障害児を専門にやっていると思うのですが、そこ以外の保育園や認定こども園で、障がい児を受け入れている状況があるかお聞かせください。

事務局

まず、あかちゃんの家が障がい児保育の関係ですが、直接、あかちゃんの家から確認をしていませんので、確認後、お知らせしたいと思います。

それから、市内の保育園等で障がい児を積極的に受け入れている施設があるかどうかということで、よろしいでしょうか。

委員

桂堂学園以外に一般の保育園の中で障がい児枠、ここだと旭ヶ丘。是川なども昔やっていたと思うのですが、その他ありましたら教えてください。

事務局

概要から申し上げますと、八戸市で特別児童扶養手当を受給されているお子さんを受け入れている施設が行う中程度障がい児保育事業。それに該当しない軽度の障がい児については、児童相談所の認定を受けて、ふれあい保育事業を実施しているところでございます。

明星保育園、白銀保育所が、そういった障がい児を受け入れている施設でございまして、人数的には、サンフラワー保育園が多く受け入れをしているところでございます。

会長

他の委員の皆様、何かございますか。

ないようでありますので、事務局の説明どおり、保育所の認可等については了承いただいたものとして取り計らいますが、よろしいですか。

(委員各位からの承認)

会長

では承認ということで取り計らいます。

続きまして、「(3) 子ども・子育て支援事業計画の見直し(量の見込み)について」、事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会長

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等ございませんか。

委員

補正率というものは、予想よりも増えているということで、子どもが増えている訳ではないですね。

事務局

現在の計画における量の見込みでございまして。

26年度にニーズ調査を実施し、業務見込みを算出したものでございます。その後、実際に保育園等を利用されているお子さんの実績と比較して、かけ離れた数字が出たということで、今回、実績に合わせて手直しをしようと考えているところでござい

す。当初計画においては、ニーズ調査での結果に沿って算出された数字ということでご理解いただければと思います。

会 長 他の委員の皆様、何かございますか。

 《質問等なし》

会 長 ないようでありますので、事務局の説明どおり、保育所の認可等については了承いただいたものとして取り計らいますが、よろしいですか。

 (委員各位からの承認)

会 長 では承認、了承ということで取り計らいます。

 続きまして、「(4) 平成 29 年度からの入所制度の変更について」、事務局より説明願います。

事務局 《資料に基づき説明》

会 長 ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等ございませんか。

委 員 施設型給付になった幼稚園という部分が、この制度の中には抜けているのではないかと思います。実は幼稚園教諭も確保が困難な状況でございます。そういった中で同じ市民のお子さんを預かる施設として、幼稚園だけが取り残されるという形になるのはいかがなものかというところでご意見を伺いたいと思います。

事務局 まず、29 年度から新設として、保育園の人材確保や離職防止を図る事業などの予算を計上したところでございます。

 保育士の子どもの優先的な入所の取り扱いについては、あくまでも、保育部分に係る待機児童の解消を目的とするものでありますので、新制度に移行した幼稚園はそぐわないと認識しているところでございます。以上です。

委 員 是非、中核市として、これから検討課題の中に入れていただけたらありがたいと思います。

事務局 幼稚園の入所の取り扱いに関しては、幼稚園で入所を内定した上で、市で認定を行っているだけでございますので、利用調整基準には、適用外の施設となっております。

 委員から先ほど、お話がありましたように、今後、幼稚園についてもどうするか、

実際に不足しているかどうかの状況を見た上で、必要性に応じて今後、対応について考えたいと思います。

幼稚園に関しては、基本的には県が所管する施設です。施設型給付費を支給しておりますが、設置、認可、その他については、県の所管となっております。

そのため、この制度には、対象外ということになってございます。

委員

私学助成の場合には、それで構わないと思いますが、施設型給付の場合には、同じような土俵の中で、市の1号認定というものはもちろん、保育所から移行した園もありますので、同じく取り扱っていただけるような形が今後、生まれてきたら非常にありがたいと思っております。是非、ご検討のほど、よろしく願いいたします。

会長

委員からの要望ということですか。

その他、ご質問等ございますか。

《質問等なし》

会長

それでは、事務局(案)について、承認ということよろしいですか。

(委員各位からの承認)

会長

では承認ということで取り計らいます。

続きまして、「(5) 幼児教育の段階的無償化による保育料の改正について」、事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会長

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等ございませんか。

委員

就園奨励費の額については、いつ頃わかるものでしょうか。

事務局

例年、5月頃に幼稚園の関係者を集めて説明会を開催しておりますので、そのときに報告したいと思います。

会長

その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

《質問等なし》

会長

それでは、事務局(案)について、承認ということよろしいですか。

(委員各位からの承認)

会 長

では承認ということで取り計らいます。

続きまして、「(6) 平成 29 年度の子育て支援策について」、アからウまで、事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会 長

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等ございませんか。

委 員

資料 8 ですが、枠の中の (2) に、月額 4 万円 (園長及び主任保育士等を除く) と書いてあるところと、その下の留意事項の丸の 3 つ目のところに、園長を除くとあります。

この違いは、どのように認識すればいいですか。

事務局

まず、枠の中でございますけれども、こちらは、施設型給付費の公定価格の計算におけるルールとなっております。

その中においては、園長先生と主任保育士の方を除いた職員の方を算定いたしまして、概ね 3 分の 1 程度になるように公定価格を上乗せして支給いたしますという内容です。

一方で留意事項の丸の 3 つ目にございますが、実際の配分、支給された上での施設における配分方法につきまして、ここでは主任保育士の方は除かれない。園長先生だけを除いて、残りの方々に対してこの配分を行うことが可能であるというものでございます。

委 員

(2) の経験年数が概ね 7 年以上、下のほうは概ね 3 年以上のキャリアアップとなっております。

この平均年数概ね 7 年、3 年というものは、同一の施設で連続した年数なのか。それとも、例えば、いろいろな事業所、保育園を渡り歩いて、トータルで 7 年以上あればいいのか。

事務局

こちらは、同一施設における年数ではなく、通算の年数であるものと認識してございます。

委 員

2 点お聞きします。資料 6 保育士資格等取得支援事業の 4 番のところ。米印のところ、当該対象施設に 1 年以上勤務することとなっておりますが、決まったことだと思うのですが、これだけ配慮して 1 年で辞める。など、あってほしくない

なという気持ちです。

もう1つは、資料の7のところです。教えていただきたいのですが、保育補助者の扱いを教えてください。

2の事業概要に保育士の補助と書いてありまして、括弧の中に業務が書いてありますが、そこには保育士と一緒に保育をするということがあります。

3の事業の内容の(3)補助要件の中に、積極的に保育士になりなさいということと、②保育補助者の要件をみると、研修を受けた人が保育補助者なのかなというのが、私の認識です。

例えば、看護師の場合だと、看護師、准看護師、それから看護助手という方たちがいる中で、やってはいけない業務とか、ここはやってもいいなど、この人の指示だとやってもいいなど、かなり詳しく分けられています。保育所に関しての保育補助者という人の扱いを教えてください。

事務局

この事業は、今年度から国の事業に基づく事業でございます。

保育補助者の扱いについては、具体的には、まだ決まっていません。あくまでも保育士のお手伝いという形です。

保育士の過重労働も問題になっておりまして、その軽減を図ることによって、保育士の離職防止を図るものでございます。保育士が行っている業務のお手伝いというのがメインになります。

研修等が必要というのは、保育士との共同による保育の実施ということに関して、やはり、保育士1人で見るとはならず、保育補助者の方と2人で目配りをするという意味からも、こういった研修が必要になるものと認識しているところでございます。

最終的に、保育補助者に対して、保育士資格の取得を促すということもございまして、こちらやはり、その施設に対して保育士が多ければ、過重労働の防止にもつながるとございまして。

保育士資格の取得については、あくまでも保育補助者の判断になりますけれども、施設としても保育士を目指すという形で促していただきたいというものでございます。

委員

2点お聞きしたいのですが、1つは資料6の保育士資格の取得です。これは八戸市在住の方だけなのか、近隣の階上町やおいらせ町など、そういうところまで考えているのかということが1つです。

もう1つは、実際に資格を取得するとなれば、短大を想定しているのか、その他にも想定していらっしゃるのか教えていただければと思います。

事務局

お答え申し上げます。こちらの事業は、今年度まで県の事業として実施してきたものでございますが、今回、八戸市が中核市になりましたことで、県事業の対象外となり、八戸市がこれを引き継ぐものでございます。

基本的には、八戸市内の人を対象とする形になり、他の町村の方については、これまでどおり、県の事業で対象となる形になります。以上でございます。

委員 研修機関は、短大になりますか。

事務局 この研修につきましては、昨年度までは年1回、青森中央大学で行っておりました。今年度は、八戸市も会場になったと伺っております。

会長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

委員 実施予定期間が平成29年4月から31年の3年間と書いてあります。要は4月1日からスタートし、やっていきたいと思いますということだと思っておりますが、この3年間の評価について、例えば、半年に1度、その状況についての公表があるのか。

事務局 資料6の事業に関するご質問ということで、よろしいでしょうか。

委員 はい。要するに事業を実施して、その実績について中間報告するのかという部分です。

事務局 幼保連携型認定こども園における保育教諭でございますが、先ほど、ご説明がありましたとおり、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方が必ず備えていなければなりません。

保育所から幼保連携型へ移行した施設につきましては、国で特例期間ということで、5年間、27年度から31年度までの経過期間の中で、必ず両方の資格を持ってくださいとなっておりますので、幼保連携型認定こども園に移行した施設の職員は、必ず、この両方を取らなければならないという形になってございます。

仮に、片方しか取れませんでした。という場合については、保育教諭として勤務は恐らくできると思いますが、ただ、通常のクラスを担当できるかどうか。特別保育や一時保育のように、保育士資格があれば大丈夫といった事業の担当にしか配置できないのではないかと認識はしております。

ただし、今後、経過期間が過ぎて、この職員の資格の併有状況を見ながら、国もこの経過期間を今後、延長することも検討される可能性もあると考えています。その辺は、国の動きを見ながら、とりあえずは31年度までということで、やっていきたいと思っております。

会長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

委員 資料7の関係ですが、子育て支援員と保育補助者の違い、また、子育て支援員は、

公定価格の特別保育事業について、保育士1人と、もう1人は子育て支援員を充ててもいいと思うのですが、公定価格の中で、どのように位置付けられるのか知りたかったのですが。

事務局

まず、子育て支援員研修を修了している者につきましては、保育士の配置基準の軽減などを行っております。

一時預かりにつきましては、これまで、必ず保育士資格を持った者が2名必要だったところが、うち1名は、子育て支援員でも構わないという形に軽減されておりますので、子育て支援員は、あくまでも支援という形の要員になるかと思っております。

保育補助者との違いでございますが、研修は一緒でございますけれども、基本的には、クラス担当の保育士の補助員という位置付けが強いと認識しております。以上です。

委員

そうなると公定価格上の保育士の定数ではないけれども、その表の中には補助者というものが載っても構わないということですか。

事務局

公定価格上の職員の定数のカウントは、あくまでも保育士資格を持っている人となるので、補助者は、カウントの対象外の職員となります。

委員

そうすると特別保育事業の中では、カウントしてもいいということによろしいでしょうか。

事務局

例えば、地域子育て支援拠点事業といった事業の担当ということであれば、資格を持たなくても、そういった事業に配置することは可能ですので、そういった事業ではカウント可能だと思います。

委員

わかりました。そうすると延長保育などの補助者とか、一時預かり事業の補助者としても大丈夫ということになりますか。

事務局

カウントは可能だと思っておりますが、詳細についてはまた後日、お答えいたします。

会長

その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

《質問等なし》

会長

それでは、事務局(案)について、承認ということによろしいですか。

(委員各位からの承認)

会 長

では承認ということで取り計らいます。

続きまして、「(7) 平成 29 年度八戸市子ども・子育て会議開催日程（案）について」、事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会 長

ただ今、来年度の開催日程案についてご説明いただきました。この内容でよろしいでしょうか。

《質問等なし》

会 長

それでは、3回予定したいとのことですので、了承したいと思います。

続きまして、「(8) その他」について、委員の皆様から何かございませんか。

委 員

幼稚園、あるいは幼保連携型認定こども園におかれましては、通園バスを運行してございます。

通園バスの添乗職員につきまして、幼稚園教諭資格、保育士資格があるものということで、県から通達が昨年来たわけですけれども、新制度に入る前までは、幼稚園の添乗に必ずしも資格を義務付けていないという現状がございました。

そういった中で今、子育て支援員という新しい資格が創設されたこともございますので、子育て支援員がバスの添乗という形がとれば、なお、保育士の配置、あるいは幼稚園教諭の配置の部分で、園に残る子どもたちの面倒も見られるので、その辺のこともまた、これから行く行く考えていただきたいと思うことが幼稚園の先生方から声が上がっておりますので、ご検討いただければありがたく思います。

それから、他の市町村に置かれましては、教育と福祉を一緒にされまして、就学前の教育・保育を一体に管轄してくださる部署ができ上がっております。

そういった中で、今はまだ幼稚園は教育委員会、施設型給付園は、こども未来課という縦割りのところがございます。

私もいろいろご意見申し上げまして、大変失礼いたしましたけれども、やはり、小学校に入る前のお子さんを同じく見ていただけるような部署が八戸市にでき上がってくれたら、もっとお互いに良くなるのではないかと常に思っておりました。その辺のことも併せてご検討いただけたらありがたく思います。よろしく願いいたします。

事務局

先ほども少しお話したのですけれども、基本的に幼稚園の部分については、県の所管になりますので、市の教育委員会もあまりタッチしていない部分でございます。幼稚園の部分というものは特にそうでございます。

幼稚園型認定こども園についても、給付費という昔で言えば運営費の部分について

市は関与してございます。ですから監査とか指導も、基本的にはそういうお金の使い方がきちんとされているかということでの指導権限しかございません。

幼稚園をどのように運営するかとか、先ほど、お話にもありました、どういう方を優先的に入所させるかといったものについては、あくまでこれは幼稚園なり、県の所管になってきます。

どういう方を優先させて入所させるか、ということについてもそうなのですが、なぜ八戸市が保育所、保育園の子どもの入所手続きをやっているのかについては、基本の中に保護者が保育をできない場合は、市町村がその手当てを下さいという児童福祉法等にあって、基本的に、それが市町村の責任ということですので、その責任において、八戸市はどういう方を優先的に入所させるかについて、判断をすることができる。

ただし、幼稚園については、そういう規定はございません。あくまでも幼稚園の方々が基本的にそれを判断して、行っていくということになっております。

幼稚園も学校の一部でございまして、そこに口を出すということは、基本的に難しい部分があります。ただ、できる範囲の中で協力して、教育委員会なり、県とも連携をとりながら対応していくように努めていきたいと思っております。以上でございます。

委員

ありがとうございます。大変貴重なご意見を頂戴いたしました。

市町村で幼児教育センターを立ち上げて、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校との円滑な接続のことや、子どもの育ちを0歳から18歳までずっと見ていこうということで、教育要領や保育指針なども全て改訂されることになっている中で、少しずついいので八戸市も是非、もちろん、ハードの部分はしっかりやっていただいているので、今までとおりで結構ですが、ソフトの部分でもこれから是非、子どもたちのために一緒に考えていけるような子ども・子育て会議になったらいいと心から思っておりますし、願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

しっかり受け止めて、検討させていただきたいと思います。

会長

その他、ございませんか。

委員

私も要望になります。八戸市子ども・子育て会議を注目している市民の方たちが結構います。新聞紙面等でこの文言がいろんな各地で、子ども・子育て会議が開催されているので、意外とこの会議に対して注目度が高い。

お母さんたちからどんなことをやっているのと、実際聞かれることが結構あります。

それから、子どもの事に関して動いてるNPOの方から、子ども・子育て会議ではどういう話をしているのとか、実はよく聞かれることがあります。

県もそうなのですが、割と専門的なお話が多いので、私も何とも答えられないので

すが、つまり、こういう会議もワーキングチームといいますか、例えば、この中でも学童、障がい者、幼稚園、保育園、NPOとして就学前のお子さんたちを地域で預かるなど、色々な方たちが集っているわけです。

それぞれによって、また現場の目線が違うように、今、委員がおっしゃったように教育と福祉の部分で大分違うと思うのです。

市民の方たちから見ると、八戸市の子ども・子育て会議の中では、それをトータルしたものを全部話し合っているのだろうとすごく思っている訳なのです。

この会議はこの会議で良いと思うのですが、それぞれの分野、例えば、後々は、保育の質の向上のチームがあっても良いだろうし、このように制度だけの話し合いをするところも良いだろうし、それから地域のネットワークのことで、子育てを話す部門があってもいい。それから、困難を抱える親御さんのワーキングチームがあってもいい。

本来、市民レベルでそれが色んなところで持ち上がってきて、それをトータルして、たたき台としての話し合いの場所があればいいのですが、なかなかそういうところもない。

例えば、この八戸市子ども・子育て会議の小さな枝葉でもいいので、後々は、そのようなワーキングの会議が開かれる、あるいはそういうことを役所の方が先導して下さって、運営に関しては、それぞれの専門の方たちが運営していくという形にすれば、より広く市民の方たち、現在のお母さんたちの声を広く拾えるのではないかと思います。

私は、これを行政に丸投げするつもりは全然なくて、要望として、そういうあり方もあるということ踏まえて、ここにいらっしゃる委員の方たちも、それぞれの部署の声を、将来的にこの会議に反映していただければ良いと思いました。

それからもう1つだけ、最後なのですが、保育料の上限に関して、この施策でも大分いろんな面で安くなっているということは、この数字で見ればわかるのですが、実際、本当に今、預けているお母さんたちが、今、預ける保育料が自分たちの生活の背丈に高いのか、低いのか、そういうレベルでの話。例えば、子どもをお預けになっている委員から、本当に今の八戸の子育てがどうなっているのかということ、是非、こういう会議で必ずご意見を聞ける時間をつくっていただけるとすごく良いのかと思いました。以上です。

会 長

委員からの要望ということですが、他にございませんか。

委 員

私の認識不足もあるのですが、中核市になったことによって、この会議に関わる市の事業とか、県から移ってきた事業などがわかるような資料があれば、後で教えていただけるとありがたいです。

事務局

後日、送付させていただきます。

会 長

他にございませんか。

《質問等なし》

会 長

無いようですので、事務局から何かございませんか。

《なし》

会 長

無いようですので、本日、予定していた案件は以上となります。

これをもちまして議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

進行を司会に戻します。

事務局

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。